

公立千歳科学技術大学と北星学園大学との連携・協力に関する包括協定に基づく覚書

公立千歳科学技術大学（以下「甲」）と北星学園大学（以下「乙」）は、平成 20（2008）年 11 月 21 日に締結した「千歳科学技術大学と北星学園大学との連携・協力に関する包括協定」（以下「包括協定」）第 3 条に基づき、乙が設置を計画する情報系の学部（以下「新学部」）における相互交流を通じた連携・協力について、以下のとおり確認し、覚書を締結する。

（合意内容）

第 1 条

乙が設置を計画する新学部は、甲において教育・研究実績が豊富な分野であり、乙にとっては新たな挑戦となる分野である。乙は、甲の専門的知見と教育資源の提供を受けることで新学部設置構想の実現を目指すとともに、新学部設置後も協力関係を継続し、甲乙双方が有する知見と教育資源を活用し、連携・協力することにより、両大学の教育・研究の充実を目指す。

本覚書は、乙の新学部設置構想の検討段階から開設後にわたり効力を有するものとする。

（連携・協力内容）

第 2 条

1. 教育面での連携・協力

専門的知見の提供、教育手法の共有、教育課程の設計等を通じて、教育面での連携・協力を推進する。

2. 教職員の連携・協力

教職員の教育・研究活動および支援業務に関して、相互派遣や情報交換等を通じて連携・協力を推進する。

3. 共同研究の推進

両大学の研究資源を活用し、共同研究の企画・実施に関して連携・協力を推進する。

4. 教育資源の共同開発・利用

教材、教育ツール、システム等の共同開発および相互利用に関して連携・協力を推進する。

5. 学生の交流・共同プロジェクト

学生の相互交流、共同プロジェクトの企画・実施等を通じて、教育効果の向上と学習意欲の喚起を図る。

6. 産学官連携の共同推進

地域社会や産業界、行政機関との連携において、共同プロジェクトの推進等を通じて連携・協力を図る。

7. その他の連携・協力

その他、両大学が必要と認め合意した事項について、連携・協力を図る。

（協議事項）

第 3 条

包括協定および本覚書に基づき共同で開発・取得した知的財産権および成果物の権利帰属、利用条件、商用化に関する事項は、別途甲乙間で協議のうえ定める。また、包括協定および本覚書に基づく取扱いに疑義が生じた場合、若しくは改訂の必要がある場合、又は定めのない事項の取扱いを定める場合、その他必要な事項については、甲乙が協議のうえ決定する。

本覚書は、2 通作成し、甲乙双方が各 1 通を保有するものとする。

令和 7(2025)年 10 月 10 日

千歳市美々 7 5 8 番地 6 5
公立千歳科学技術大学
学 長 宮 永 喜 一

札幌市厚別区大谷地西 2 丁目 3 番 1 号
北星学園大学
学 長 中 村 和 彦